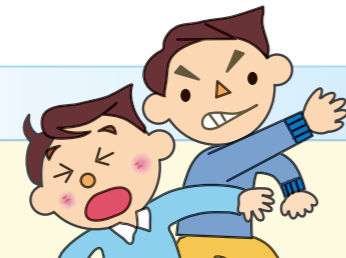


こんなことは虐待になります!

～障害者虐待の例～

身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。
また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。



たとえば

- 平手打ちする ● 殴る ● 蹴る ● 壁に叩きつける ● つねる ● 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- やけど・打撲させる ● 身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)

性的虐待

障害者に無理やり(また同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

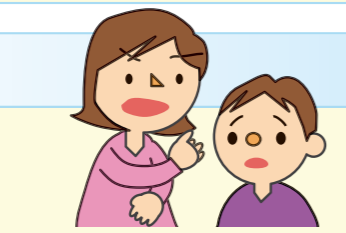


たとえば

- 性交 ● 性器への接触 ● 性的行為を強要する ● 裸にする ● キスする
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ● わいせつな映像を見せる

心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。



たとえば

- 「バカ」「おほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ● 怒鳴る ● ののしる ● 悪口を言う ● 仲間に入れない
- 子ども扱いする ● 人格をおとしめるような扱いをする ● 話しかけているのに意図的に無視する

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。



たとえば

- 食事や水分を十分に与えない ● 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- あまり入浴させない ● 汚れた服を着させ続ける ● 排泄の介助をしない ● 髪や爪が伸び放題
- 室内の掃除をしない ● ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ● 病気やけがをしても受診させない
- 学校に行かせない ● 必要な福祉サービスを受けさせない・制限する ● 同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。
また障害者に理由なく金銭を与えないこと。



たとえば

- 年金や賃金を渡さない ● 本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ● 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

成年後見制度を活用しましょう

知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人を助ける制度として「成年後見制度」があります。預貯金など財産の管理や、さまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障害者を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障害者を保護するために市長の判断で利用をはじめることができます。



障害者虐待に関する通報、届出の窓口

障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談は、川崎市障害者虐待通報・届出受付専用ダイヤル又は専用FAX(24時間365日対応)にお寄せください。

専用ダイヤル(24時間対応)

044-200-0193



聴覚障害のある方は・・・ 専用FAX(24時間対応)

044-200-3610



障害者の生命に危険が生じる状況の際は、まず警察に連絡し、障害者の安全を確保してください。

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、行政の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。

みんなで防ごう! 障害者虐待

みんなで知ろう・考えよう
「障害者虐待防止法」



障害者虐待のない明日のために

虐待は障害者の尊厳をおびやかす、自立や社会参加をさまたげます。

虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。

障害者の虐待は

- 特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。
- 虐待している人が気づかぬうちに虐待している場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できなくて、自分から被害を訴えられない場合があります。

虐待を防ぐためには、地域にくらす一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待に気づいたらすみやかに通報を

障害者虐待に気づいた人には、市区町村の担当窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

